	<sup>3</sup>	슫	計	内訳		贈領	制上の段	·階
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 主事及び技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	297	13.2	主事 技師 保育技師 心理判定員 学芸員 教諭 消防副士長(主事) 消防士(主事)	149 32 47 1 1 2 36 29	297	13.2	係員の職
2級	(1) 事務主任及び技術主任の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	446	19.8	計 事務主任 技術主任 主任保育技師 主任心理判定員 学芸員 主任教諭 消防士長(主任)	210 64 56 2 2 18 94	446	19.8	相主当任職
3級	(1) 市長の事務部局の本庁の係長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	888	39.5	原長 総括主査 事門育でサポートセンター次長 保育所(圏)長(白土、本町、古湊、泉、錦、綴及び四倉保育所長を除く。) 総括指専門員 財産査 主査 指導心理判定員 公民館長(中央、豊間、中央台、小名浜、泉、植田、常磐、内郷及び四倉公民館長を除く。) 指導の中央、豊間、中央台、小名浜、泉、植田、常磐、内郷及び四倉公民館長を除く。) 指導司令補(係長) 消防司司令補(田人分遣所長) 消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司司令補(消防司令補(消害量)) 消防司令補(主査)	118 12 19 11 1 19 1 1 2 416 75 61 1 1 5 14 22 1 1 1 1 1 1	888	39.5	係長相当職
4級	(1) 市長の事務部局の本庁の主任主査及び主任 技査の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	176	7.8	主任主査 主任技査 消防司令(主任主査)	110 36 30			
5級	(1) 市長の事務部局の本庁の課長補佐の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	142	6.3	課長 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主	52 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	318	14.1	課長補佐相当職

行政職給料表

行政職給料表 ————————————————————————————————————		合計		<b>小</b> 司		This A		
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	'計 (%)	内訳 職名	(人)		<u>制上の段</u> (%)	段階
	(1) 市長の事務部局の本庁の課長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	191		職名 課長 総括ス、常等ない内郷税務事務所長 事があり、多ない内郷税務事務所長 事があり、一のであり、であり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、ののであり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、であり、	43 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	191	8.5	
7級	(1) 市長の事務部局の部次長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	90	4.0	部次長 生活排水対策室長 東京事務所長 公営競技事務所長 いわき芸術文化交流館長 小名浜、勿来、常磐及び四倉支所長 参事 中央公民館長 いわき総合図書館長 美術館長 事務局長 消防監(消防次長) 消防監(総合調整担当) 消防監(参事)	22 1 1 1 4 49 1 1 1 3 1 1 3 90	90	4.0	部次長相当職
	(1) 市長の事務部局の部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	17	0.8	部長 感染症対策監 会計管理者 参与 技監 事務局長 消防正監(消防長)	11 1 1 1 1 1 1	20	0.9	部長相当職
9級	(1) 市長の事務部局の困難な業務を処理する部長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	3	0.1	部長	3			I
	合 計	2,250	100.0					

医療職給料表(1)

医療職給料表(1)			計	内訳		職制上の段階		
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	医師の職
2級	医長の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	医長の職
3級	(1) 科長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	0	0.0	計	0	0	0.0	相科当長職
4級	(1) 病院の長の職務 (2) 保健所長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同 程度と認められる職務で規則で定めるもの	1	100.0	保健所長	1	1	100.0	相院当長職
	숨 計	1	100.0					

医療職給料表(2)

等級	<b>笠処別其淮畔数主に坦ウナス甘淮 レイトス 7 曄数</b>	合計		内訳		職制上の段階		
守权	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療技師の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	医療
	高度の知識又は経験を必要とする医療技師の職 務	9	42.9	薬剤技師 臨床検査技師 栄養技師 歯科衛生技師	2 2 3 2	9	42.9	療係員の職
3級	(1) 主任技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	0	0.0	計	0			主任
4級	(1) 困難な業務を行う主任技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	8	38.1	主任薬剤技師 主任獣医技師 主任臨床検査技師 主任栄養技師 保健所係長	2 2 1 2 1	8	38.1	主任技師相当職
5級	(1) 専門技師の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	1	4.8	専門獣医技師	1	1	4.8	専門技師 相当職
6級	(1) 副技師長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	3	14.3	保健所課長補佐 主任専門栄養技師 計	1 2	3	14.3	相当職長
7級	(1) 技師長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程 度と認められる職務で規則で定めるもの	0	0.0	計	0	0	0.0	相技 当師 職長
8級	薬局長の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	相薬当局職長
	合 計	21	100.0					

医療	競給料表(3)					<u></u>		mile.	
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の			
-11 -13×		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	(1) 准看護技師の職務 (2) 看護技師(再任用)の職務	0	0.0	計		0	0.0	准 相 当 職 員	
2級	(1) 主任准看護技師の職務 (2) 看護技師の職務 (3) 保健技師の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同 程度と認められる職務で規則で定めるもの	41	55.4	保健技師	41	41	55.4	任 推 看 護 係 員 ・ 主	
3級	(1) 主任看護技師の職務 (2) 主任保健技師の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同 程度と認められる職務で規則で定めるもの	4	5.4	主任保健技師	4		0.1	看護師『	
4級	(1) 看護師長の職務 (2) 困難な業務を行う主任保健技師の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同 程度と認められる職務で規則で定めるもの	3	4.1	主任保健技師 指導看護技師 計導看護技師 計	1 2	7	9.5	看護師長相当職	
5級	(1) 副看護部長の職務 (2) 指導保健技師の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同 程度と認められる職務で規則で定めるもの	26	35.1	指導保健技師 課長補佐 計	23	26	35.1	相 当 職長	
6級	(1) 病院の副院長の職務 (2) 看護部長の職務	0	0.0	<del>=</del>		0	0.0	相副当院	
	合 計	74	100.0						